



2022年5月13日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 石垣 幸俊
(コード番号 2804 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画室長 鈴木美奈子
(TEL. 03 - 3668 - 6821)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第97回定時株主総会において、次のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第13条第2項に定める株主総会の招集地について、当社鳩ヶ谷工場は2023年度中の閉鎖を予定していることから、招集地から削除するものであります。
- (2) 取締役の役割を整理し、現行定款第14条を変更し第23条第2項を削除するものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、現行定款第25条第1項を変更し、取締役会の招集権者及び議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役とするものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(招 集)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会の招集地は、当会社の本店所在地もしくはその隣接地または当会社鳩ヶ谷工場とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、個別注記表および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会の招集地は、当会社の本店所在地<u>またはその隣接地とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数いる場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、その議長となる。また、代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②～④ (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②～④ (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はな</u></p>

現行定款	変更案
	<u>お効力を有する。</u> <u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年6月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年6月 24 日 (予定)

以 上